法務省民二１９７２号
平成２０年７月１８日

日本土地家屋調査士会連合会長　松岡　直武　殿

法務省民事局民事第二課長　小川　秀樹

不動産登記規則等の一部改正に伴う登記申請時の取扱いについて（依頼）

今般，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）等の一部を改正する省令が，本月２２日から施行されることとなりました。

従前から法人が不動産登記の申請をする場合，規則第３６条等の規定により，資格証明情報の省略等の取扱いが認められていたところですが，本改正省令によって商業・法人登記事務の集中化実施後，登記又は登録の申請若しくは閲覧の請求を受ける登記所が，商業・法人登記事務を取り扱わない登記所となる場合であっても，従前のとおりの取扱いをすることができるよう所要の規定の整備がされました。

これを受けて，標記省令の施行日以降も，従前のとおりの取扱いが可能となりますが，登記の適正かつ迅速な処理の観点から，上記の資格証明情報の添付省略の取扱いを受けようとする場合には，申請情報に可能な限り，会社法人番号を表示していただきますよう御協力をお願いいたします。

是非，この趣旨を御了解いただき，貴会会員にその旨周知方よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。